

公益法人の改革について

公益法人制度改革については、ご周知のように明治29年以来約120年間続いてきた旧民法法人（旧公益法人）に関する種々の制度上の問題があり、必要な見直しも行われてきましたが、平成12年に表面化したKSD中小企業経営者福祉事業団に絡む贈収賄事件、いわゆるKSD事件等を契機に、これまでの行政側から見た補助金や業務委託中心の公益法人制度の見直しから、今回の抜本的公益法人制度の改革へと大きくシフトし、平成18年6月公益法人改革関連3法（新法*）の公布（平成20年12月施行）により、新法制定に基づく新公益法人による再出発という形で制度的整備が行われました。

改革の主な内容は、平成16年12月の「今後の行政改革の方針（新行革大綱）〈閣議決定〉」中の公益法人改革の基本的枠組みで明記されたように、1 主務官庁による設立許可制度廃止 2 法人格の取得と公益性の判断の分離 3 公益性の有無の認定機構設置等であります。

新法による具体的な改革関連手続については、旧公益法人からの申請により、国の所管に係る法人は、内閣総理大臣が公益認定等委員会の答申に基づき、都道府県の所管に係る法人については、都道府県知事が都道府県の合議制の機関（本県の場合は、岩手県公益認定等審議会）の答申に基づき、それぞれ新法による公益法人（公益社団法人、公益財団法人）への認定又は一般法人（一般社団法人、一般財団法人）への認可をし、これら認定又は認可を受けた法人が、設立の登記をすることにより新公益法人として成立することとなり、その後はこれら新法の改革の趣旨に沿った公益目的事業活動等が展開されることとなります。

本会の改革関連手続については、新法に基づき、公益財団法人への移行を目指して、平成21年12月に、いわゆる、2段ロケット方式の第1段階（当時の特例財団法人のまま一般財団法人に適合する機関設計等）を終了し、約2年間、1段目の機関体制の下で事業展開を行って参りました。

その間、合間を見て第2段階の手続として、公益認定申請に関連する定款の変更案・提出書類の原案の作成や各種関連資料の収集、更には、公益財団法人移行への役員等報酬規程の改正を始め各種関連規程整備等を進めるほか、公益認定を控え本会の経営体制や監査体制の充実強化のため、新たに学校給食行政や公益法人の団体経営指導等に造詣の深い理事、監事及び評議員選定委員を選任する等、関連する物的人的整備を行って参りました。

平成23年度に入ってから、第2段目の公益認定申請のための直接の作業を開始し、スケジュールどおり平成23年9月には公益認定申請を行い、県当局からの指導等を賜りながら、所要の補完手続等をして参りました。

その後、平成24年2月16日に岩手県公益認定等審議会から公益認定に適合する旨の岩手県知事への答申がなされ、平成24年3月22日にこの答申に基づく岩手県知事の認定を得た後、平成24年4月1日にこれまでの特例財団法人の解散登記と新法人の設立登記を行い、公益財団法人として新たに出発したところでございます。

平成 24 年 4 月 1 日

公益財団法人 岩手県学校給食会

公益法人改革関連3法（新法*）

- | | | |
|------------------------|---|--|
| 1 法人法又は一般法（一般社団・財団法人法） | : | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 |
| 2 認定法（公益法人認定法） | : | 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 |
| 3 整備法 | : | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 |

左側：通称（略称）、（ ）内の名称及び整備法は、法令による略称